

## 目 次

<b>005</b> 在宅中心静脈栄養用輸液セット	本体	チューブセット	1	
		三方活栓	2	
		プラグ	3	
	付属品	フーバー針	3	
		輸液バッグ	4	
<定義> <留意事項>			5	
<b>006</b> 在宅寝たきり患者処置用 栄養用ディスポーザブルカテーテル	経鼻用	一般用	6	
		乳幼児用・一般型	7	
		乳幼児用・非DEHP型	7	
		経腸栄養用	8	
	<定義> <留意事項>			9
<b>008</b> 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ			10	
	<定義> <留意事項>		11	
<b>009</b> 在宅寝たきり患者処置用 気管切開後留置用チューブ	一般型・カフ付き 気管切開チューブ	カフ上部吸引機能あり・一重管	12	
		カフ上部吸引機能あり・二重管	13	
		カフ上部吸引機能なし・一重管	13	
	一般型・カフなし気管切開チューブ			14
	輪状甲状膜切開チューブ			14
	<定義> <留意事項>			15,16
<b>010</b> 在宅寝たきり患者処置用 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル	2管一般（Ⅰ）		17	
	2管一般（Ⅱ）		18	
	2管一般（Ⅲ）		20	
	特定（Ⅰ）		21	
	特定（Ⅱ）		21	
	<定義> <留意事項>		22	
<b>012</b> 皮膚欠損用創傷被覆材	真皮に至る創傷用		23	
	皮下組織に至る創傷用・標準型		24	
	皮下組織に至る創傷用・異形型		28	
	筋・骨に至る創傷用		28	
<b>013</b> 非固着性シリコンガーゼ	広範囲熱傷用		29	
	平坦部位用		29	
	凹凸部位用		30	
	<定義> <留意事項>		30,31	
算定方法について	<算定方法について>		32	

# 在宅中心静脈栄養用輸液セット

本体

チューブセット

テルフュージョン<sup>®</sup>ポンプ用チューブセット(フィルター付)  
(カフティ<sup>®</sup>ポンプ、カフティ<sup>®</sup>ポンプS用)

管理医療機器

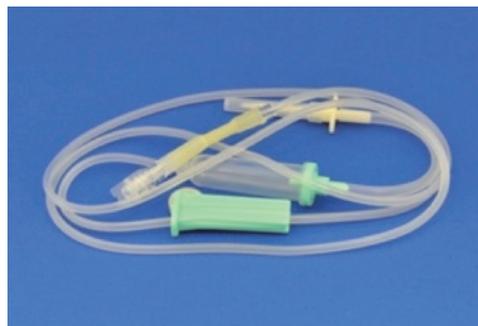
エア・ウォーター・メディカル株式会社



ニプロ輸液セット

管理医療機器

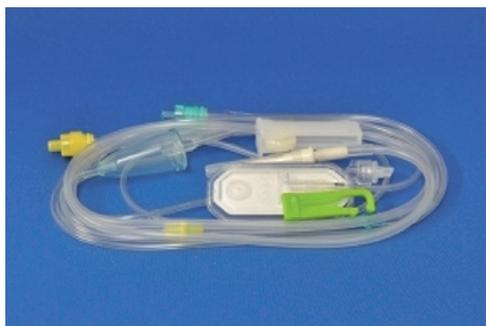
ニプロ株式会社



ニプロCPチャンバーセット

管理医療機器

ニプロ株式会社



ニプロフィルターセット

管理医療機器

ニプロ株式会社



シュアプラグ<sup>®</sup>輸液セット

管理医療機器

テルモ株式会社



ケモセーフ<sup>®</sup>インフュージョンセット

管理医療機器

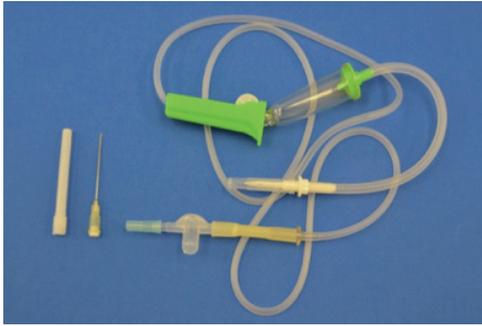
テルモ株式会社



## トップ 輸液セット

管理医療機器

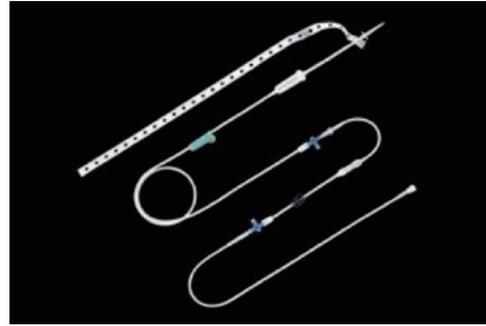
株式会社トップ



## JMS輸液フィルター付輸液セット

管理医療機器

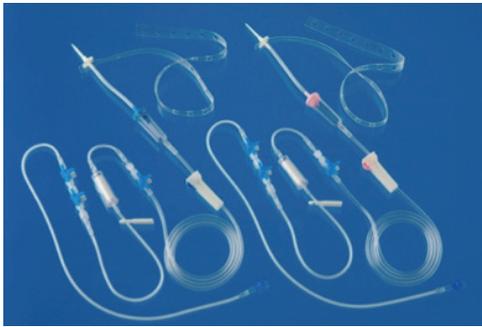
株式会社ジェイ・エム・エス



## セーフアクセス 輸液セット

管理医療機器

日本コヴィディエン株式会社



本体

三方活栓

## テルフュージョン<sup>®</sup>延長チューブ付三方活栓

管理医療機器

テルモ株式会社



本体

プラグ

シュアプラグ®

一般医療機器

テルモ株式会社



プラネクタ

管理医療機器

株式会社ジェイ・エム・エス



付属品

フーバー針

コアレスニードルセット

管理医療機器

ニプロ株式会社



セーフタッチコアレスニードルセット  
(針刺し事故防止装置付き)

管理医療機器

ニプロ株式会社



グリッパーニードル  
(針刺し防止機能なし)

管理医療機器

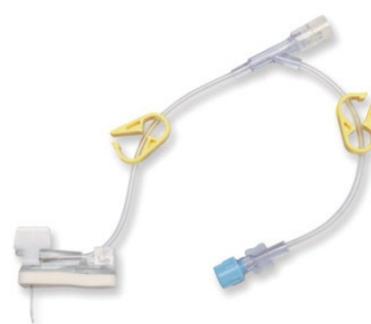
スミスメディカル・ジャパン株式会社



グリッパープラス  
(針刺し防止機能付き)

管理医療機器

スミスメディカル・ジャパン株式会社



## ウイングド シュアカン (シュアカン セーフティーII)

管理医療機器

東レ・メディカル株式会社

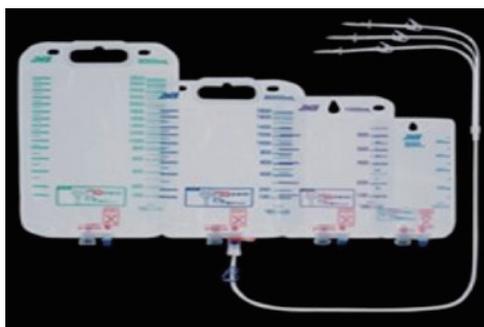


## 付属品 輸液バッグ

### セーフミック TPNバッグ

一般医療機器

株式会社ジェイ・エム・エス



### ハイカリック® IVHバッグ

一般医療機器

テルモ株式会社



### アリメバッグ

一般医療機器

ニプロ株式会社



## 在宅中心静脈栄養用輸液セット

### <特定保険医療材料の定義について（医科診療報酬・調剤報酬）>

#### (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（47）注射針及び穿刺針」であって、一般的名称が「単回使用皮下注射ポート用針」、類別が「機械器具（48）注射筒」であって、一般的名称が「汎用注射筒」、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「輸液ポンプ用延長チューブ」、「活栓」、「汎用ストップコックバルブ」、「輸液ポンプ用ストップコック」、「輸液・カテーテル用アクセサリセット」若しくは「延長チューブ」、又は類別が「機械器具（74）医薬品注入器」であって、一般的名称が「静脈ライン用コネクタ」、「ノンコアリングニードル付静脈内投与セット」、「輸液用ラインクランプ」、「単回使用インライン逆流防止バルブ」、「静脈ライン用フィルタ」、「単回使用輸液容器」、「輸液ポンプ用輸液セット」、「ダイヤル目盛付輸液用ラインクランプ」、「輸液セット用コントローラ」、「熱交換機能付静脈内投与セット」、「自然落下式針なし輸液セット」、「自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット」、「輸液用連結管」、「皮下用ポート用医薬品注入器具」若しくは「植込みポート用医薬品注入器具」であること。
- ② 中心静脈栄養法を実施する際に、体外式カテーテル又は植込式カテーテルに接続して使用するチューブセット（輸液バッグ、輸液ライン（フィルタ、プラグ、延長チューブ、フーバー針を含む。）、注射器及び穿刺針を含む。）であること。

#### (2) 機能区分の考え方

機能及び使用目的により、本体（1区分）及び付属品（2区分）の合計3区分に区分する。

#### (3) 機能区分の定義

- ① 本体  
中心静脈栄養法を実施する際に、体外式カテーテル又は植込式カテーテルに接続して使用するチューブセット（輸液ライン（フーバー針を除く。）、注射器及び穿刺針を含む。）であること。
- ② 付属品
  - ①と組み合わせて使用する付属品であり、次のいずれかに該当するものであること。
    - ア フーバー針  
植込式カテーテル法に使用されるものであり、皮下に植え込んだポートに穿刺し、輸液ラインとポートの接続を介するものであること。
    - イ 輸液バッグ  
在宅中心静脈栄養に用いる輸液を封入するものであること。

### <算定に関する留意事項（医科診療報酬・調剤報酬）>

夜間の中心静脈栄養等で、在宅中心静脈栄養用輸液セットを1月につき7組以上用いる場合において、7組目以降の中心静脈栄養用輸液セットについて算定する。

# 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

経鼻用

一般用

## ジェイフィード栄養カテーテル

管理医療機器

株式会社ジェイ・エム・エス

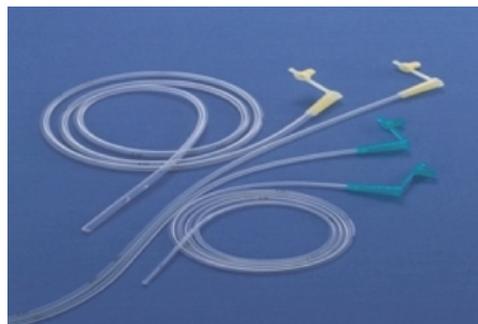


## 胃カテーテル

(胃腸カテーテル 栄養用 ファネルキャップ付)

管理医療機器

クリエートメディック株式会社



## トップ 栄養カテーテルPF

管理医療機器

株式会社トップ



## ファイコン フィーディングチューブS

管理医療機器

富士システムズ株式会社



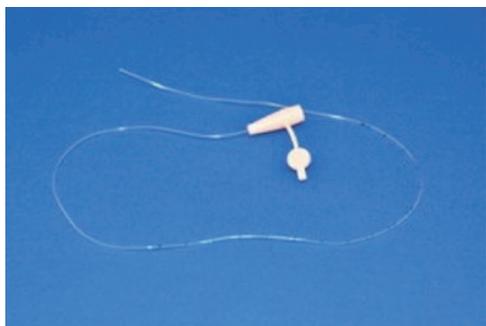
経鼻用

乳幼児用・一般型

### アトム栄養カテーテル

管理医療機器

アトムメディカル株式会社



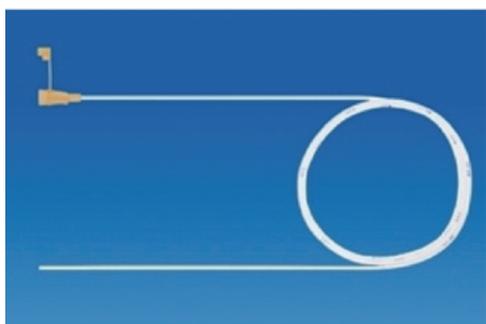
経鼻用

乳幼児用・非DEHP型

### ジェイフィード栄養カテーテル

管理医療機器

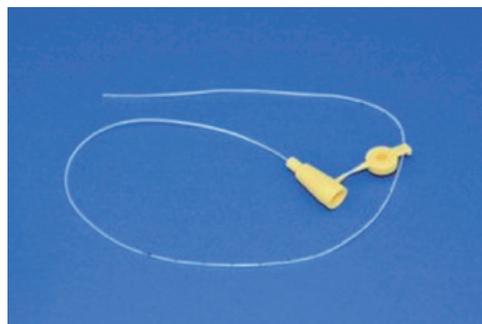
株式会社ジェイ・エム・エス



### アトム栄養カテーテルT

管理医療機器

アトムメディカル株式会社



### トップ 栄養カテーテルPF

管理医療機器

株式会社トップ



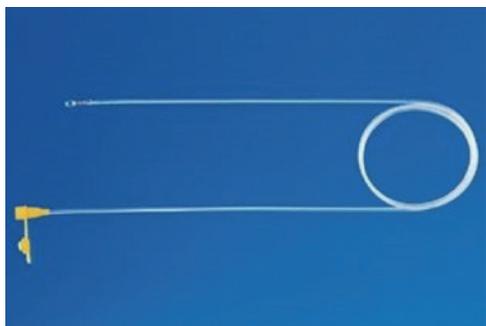
経鼻用

経腸栄養用

### JMS E・D・チューブ

管理医療機器

株式会社ジェイ・エム・エス



### ニュー エンテラル フィーディング チューブ スタイレット付タイプ

管理医療機器

日本コヴィディエン株式会社



### トップ フィーディングチューブ

管理医療機器

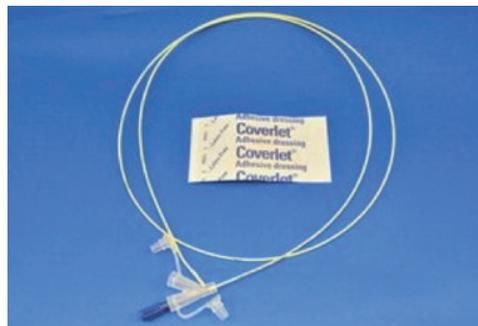
株式会社トップ



### 滅菌済コーフローフィーディングチューブ (6~12Frタイプ)

管理医療機器

ニプロ株式会社



## 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル

### <特定保険医療材料の定義について（医科診療報酬・調剤報酬）>

#### (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「短期的使用経腸栄養キット」、「長期的使用経腸栄養キット」、「消化管用チューブ」、「長期的使用経鼻胃チューブ」、「短期的使用経鼻胃チューブ」、「短期的使用経鼻・経口胃チューブ」、「食道経由経腸栄養用チューブ」、「短期的使用腸瘻栄養用チューブ」、「長期的使用腸瘻栄養用チューブ」、「短期的使用乳児用経腸栄養キット」又は「長期的使用乳児用経腸栄養キット」であること。
- ② 経口摂取による栄養摂取が困難な患者に対して、経管栄養法を行う場合に使用するカテーテルであること。

#### (2) 機能区分の考え方

構造、使用目的及び対象患者により、経鼻用（5区分）及び腸瘻用（1区分）の合計6区分に区分する。

#### (3) 機能区分の定義

##### ① 経鼻用・一般用

次のいずれにも該当すること。

- ア 経鼻的に挿入するものであること。
- イ 体内に留置し、カテーテルの先端部から胃に直接栄養投与するものであること。
- ウ ②から⑥に該当しないこと。

##### ② 経鼻用・乳幼児用・一般型

次のいずれにも該当すること。

- ア 経鼻的に挿入するものであること。
- イ 体内に留置し、カテーテルの先端部から胃に直接栄養投与するものであること。
- ウ 径が8Fr以下及び長さが80cm以下であること。
- エ ③に該当しないものであること。

##### ③ 経鼻用・乳幼児用・非DEHP型

次のいずれにも該当すること。

- ア 経鼻的に挿入するものであること。
- イ 体内に留置し、カテーテルの先端部から胃に直接栄養投与するものであること。
- ウ 径が8Fr以下及び長さが80cm以下であること。
- エ 材質中にDEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)が含まれないものであること。

##### ④ 経鼻用・経腸栄養用

次のいずれにも該当すること。

- ア 経鼻的に挿入するものであること。
- イ 十二指腸又は空腸に栄養投与する目的で、カテーテル先端におもり又はオリーブを有していること。

##### ⑤ 経鼻用・特殊型

次のいずれにも該当すること。

- ア 経鼻的に挿入するものであること。
- イ 胃内ドレナージ用の腔及び経腸栄養用の腔を有していること。

##### ⑥ 腸瘻用

腸瘻を介して挿入するものであること。

# 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

## DIB-PCAシステム (携帯型ディスポーザブルPCA用ポンプ)

高度管理医療機器

株式会社ディヴィンターナショナル



## シュアーフューザーA (注入ライン一体タイプ)

高度管理医療機器

ニプロ株式会社



## シリンジェクター® I (PCA装置③)

高度管理医療機器

大研医器株式会社



## クーデック® バルーンジェクター® (PCA装置③)

高度管理医療機器

大研医器株式会社



## 携帯型ディスポーザブル注入ポンプ

### <特定保険医療材料の定義について（医科診療報酬）>

#### (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（74）医薬品注入器」であって、一般的名称が「加圧式医薬品注入器」であること。
- ② 疼痛管理又は化学療法を目的として使用される携帯型ディスポーザブル注入ポンプであること。

#### (2) 機能区分の考え方

構造により、一般用及び化学療法用の合計2区分に区分する。

#### (3) 機能区分の定義

##### ① 一般用

次のいずれにも該当すること。

- ア 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプであること（PCA装置と一体化されている場合を含む。）。
- イ 患者等が注入速度を変えることができないものであること。
- ウ ②に該当しないこと。

##### ② 化学療法用

次のいずれにも該当すること。

- ア 薬液充填部分がバルーン型又は大気圧型であって、ディスポーザブルタイプであること。
- イ 抗悪性腫瘍剤等、揮発性の高い医薬品を使用するための気密性を保持し、簡単に溶液が取り出せない構造の工夫がなされていること。
- ウ PCA装置との接続部分が存在しないこと。

### <特定保険医療材料の定義について（調剤報酬）>

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（74）医薬品注入器」であって、一般的名称が「加圧式医薬品注入器」であること。
- (2) 疼痛管理若しくは化学療法を目的として使用される携帯型ディスポーザブル注入ポンプであること。

### <算定に関する留意事項（医科診療報酬）>

- ア 携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。
- イ 携帯型ディスポーザブルポンプは、1月につき6個以下の使用の場合は区分番号「C166」携帯型ディスポーザブル注入ポンプ加算を算定し、7個目以降の携帯型ディスポーザブル注入ポンプについて、本区分において算定する。
- ウ 一般用について、疼痛管理においてPCA（Patient Controlled Analgesia）用装置を併用した場合の費用も当該材料価格に含まれる。

### <算定に関する留意事項（調剤報酬）>

疼痛管理又は化学療法を目的として使用した場合に限り算定できる。疼痛管理においてPCA（Patient Controlled Analgesia）用装置を併用（一体型製品を含む。）した場合の費用も当該材料価格に含まれる。携帯型ディスポーザブル注入ポンプは、頻回の疼痛管理等で1月につき7個以上用いる場合において、7個目以降の携帯型ディスポーザブル注入ポンプについて算定する。

# 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ

一般型・カフ付き気管切開チューブ

カフ上部吸引機能あり・一重管

## 気管切開チューブ トラキオソフト エバック

管理医療機器

コヴィディエン ジャパン株式会社



## トラキオストミーチューブ 吸引ライン付

管理医療機器

コヴィディエン ジャパン株式会社



## PORTEX・気管切開チューブ

管理医療機器

スミスメディカル・ジャパン株式会社



## サクシヨンエイド

管理医療機器

スミスメディカル・ジャパン株式会社



## クリニー トラキオストミーチューブ (トラキード)

管理医療機器

テルモ株式会社



## GB気管切開チューブ

管理医療機器

富士システムズ株式会社



一般型・カフ付き気管切開チューブ

カフ上部吸引機能あり・二重管

トラキオストミーチューブ  
内筒付

管理医療機器

コヴィディエン ジャパン株式会社



コーケンネオプレス  
(スピーチタイプ)

管理医療機器

株式会社 高研



一般型・カフ付き気管切開チューブ

カフ上部吸引機能なし・一重管

気管切開チューブ  
トラキオソフト

管理医療機器

コヴィディエン ジャパン株式会社



PORTEX・気管切開チューブ

管理医療機器

スミスメディカル・ジャパン株式会社



## 一般型・カフなし気管切開チューブ

### GB気管切開チューブ (カフなし)

管理医療機器

富士システムズ株式会社



### PORTEX・気管切開チューブ

管理医療機器

スミスメディカル・ジャパン株式会社



## 輪状甲状膜切開チューブ

### トラヘルパーMCキット

管理医療機器

株式会社トップ



## 在宅寝たきり患者処置用気管切開後留置用チューブ

### <特定保険医療材料の定義について（医科診療報酬・調剤報酬）>

#### (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「喉頭切除術用チューブ」、「上気道用気管切開キット」、「輪状甲状膜切開キット」、「単回使用気管切開チューブ」、「成人用気管切開チューブ」、「小児用気管切開チューブ」又は「換気用補強型気管切開チューブ」であること。
- ② 気管切開後の気道確保、緊急時の気管切開による気道確保、気管内分泌物の吸引、気管及び気管切開孔の狭窄防止や保持、発声又は呼吸訓練のいずれかを目的に経皮的又は気管切開孔から気管内に挿管して使用するチューブであること。

#### (2) 機能区分の考え方

構造及び使用目的により、カフ付き（4区分）、カフなし（1区分）、輪状甲状膜切開チューブ（1区分）及び保持用気管切開チューブ（1区分）の合計7区分に区分する。

#### (3) 機能区分の定義

##### ① 一般型・カフ付き・カフ上部吸引機能あり・一重管

次のいずれにも該当すること。

- ア 下部気道から上部気道への呼気又は吸気の漏れを防止する可膨張性バルーン（以下この項において「カフ」という。）を有すること。
- イ カフ上部に貯留する分泌物や誤嚥による異物を吸引するためのルーメンを有すること。
- ウ 交換可能な内筒を有しないこと。
- エ ⑥及び⑦に該当しないこと。

##### ② 一般型・カフ付き・カフ上部吸引機能あり・二重管

次のいずれにも該当すること。

- ア カフを有すること。
- イ カフ上部に貯留する分泌物や誤嚥による異物を吸引するためのルーメンを有すること。
- ウ 交換可能な内筒を有すること。
- エ ⑥及び⑦に該当しないこと。

##### ③ 一般型・カフ付き・カフ上部吸引機能なし・一重管

次のいずれにも該当すること。

- ア カフを有すること。
- イ カフ上部に貯留する分泌物や誤嚥による異物を吸引するためのルーメンを有しないこと。
- ウ 交換可能な内筒を有しないこと。
- エ ⑥及び⑦に該当しないこと。

##### ④ 一般型・カフ付き・カフ上部吸引機能なし・二重管

次のいずれにも該当すること。

- ア カフを有すること。
- イ カフ上部に貯留する分泌物や誤嚥による異物を吸引するためのルーメンを有しないこと。
- ウ 交換可能な内筒を有すること。
- エ ⑥及び⑦に該当しないこと。

##### ⑤ 一般型・カフなし

次のいずれにも該当すること。

- ア カフを有しないこと。
- イ ⑥及び⑦に該当しないこと。

⑥ 輪状甲状膜切開チューブ

経皮的に輪状甲状膜に留置することを目的としたチューブであること。

⑦ 保持用気管切開チューブ

次のいずれにも該当すること。

ア 気管又は気管切開孔の狭窄防止及び保持を目的として気管切開孔より気管内に挿管するものであること。

イ 形状が、T 型、Y 型、カフボタン型又は気管ボタン型のものであること。

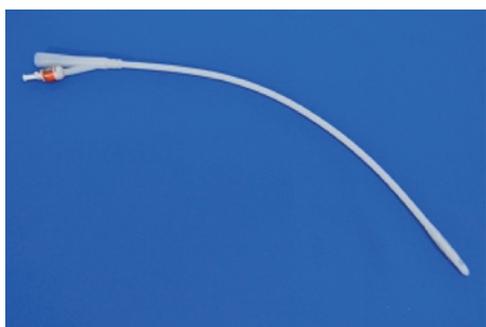
# 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

## 2管一般( I )

### サフィード®ELバルーンカテーテル

管理医療機器

テルモ株式会社



### ノルタバルーンカテーテル

管理医療機器

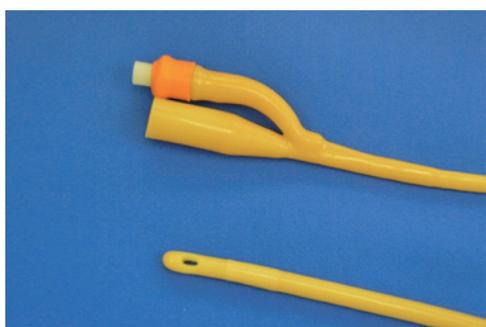
テルモ株式会社



### トップ SCラテックスバルーン

管理医療機器

株式会社トップ



### ニプロ バルーンカテーテル

管理医療機器

ニプロ株式会社



### バーディア シリコンコーティング フォーリー カテーテル

管理医療機器

株式会社メディコン



## 2管一般(Ⅱ)

### オールシリコン バルーンカテーテル

管理医療機器

株式会社ジェイ・エム・エス



### JMS親水性フォーリーカテーテル (2ウェイタイプ)

管理医療機器

株式会社ジェイ・エム・エス



### ハイドロジェルコート オール シリコン フォーリー カテーテル(クローズドトレイ(モノフロー))

管理医療機器

日本コヴィディエン株式会社



### オールシリコンフォーリーカテーテル (2ウェイ)

管理医療機器

クリエートメディック株式会社



### オールシリコンフォーリートレイキット

管理医療機器

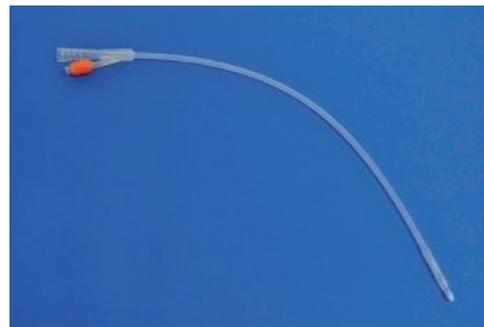
クリエートメディック株式会社



### サフィード®シリコンバルーンカテーテル

管理医療機器

テルモ株式会社



### トップ ラテックスバルーン

管理医療機器

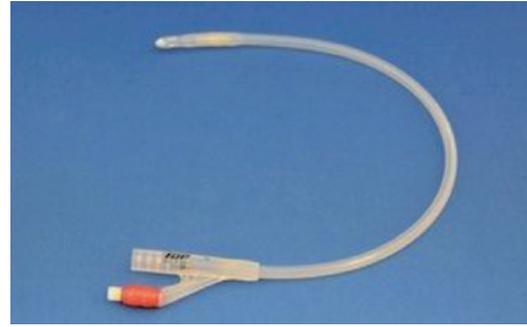
株式会社トップ



### トップ オールシリコン フォーリーカテーテル

管理医療機器

株式会社トップ



### オールシリコンバルーンカテーテルS

管理医療機器

ニプロ株式会社



### バードム バイオキャス フォーリーカテーテル

管理医療機器

株式会社メディコン



### バードI.C.フォーリートレイB

管理医療機器

株式会社メディコン



### バーディア バイオキャス フォーリーカテーテル

管理医療機器

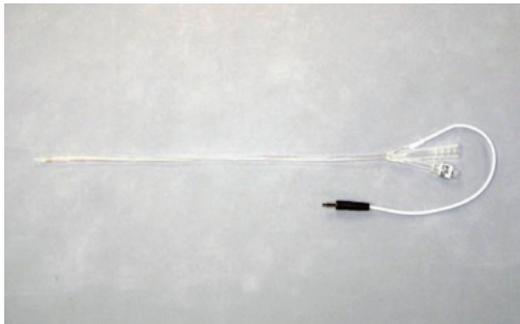
株式会社メディコン



### バーデックス オールシリコン 温度センサーカテーテル

管理医療機器

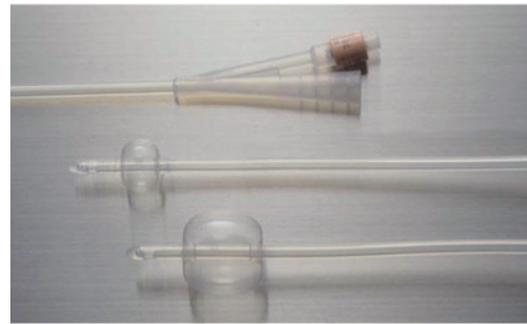
株式会社メディコン



### バーデックス オールシリコン フォーリーカテーテル

管理医療機器

株式会社メディコン



## ユーシンシリコーンフォーリーバルーンカテーテル (2-WAYフォーリー ユニバル型)

管理医療機器

株式会社 ユーシンメディカル



## 2管一般(Ⅲ)

### 抗菌フォーリーカテーテル

高度管理医療機器

ニプロ株式会社



### バードI.C.シルバーフォーリートレイB

高度管理医療機器

株式会社メディコン



### バーデックス シルバールブリキャスト フォーリーカテーテル

高度管理医療機器

株式会社メディコン



### バードシルバールブリシルフォーリートレイ

高度管理医療機器

株式会社メディコン



## バード シルバールTSCトレイ

高度管理

株式会社メディコン



## 特定(I)

### ノルタバルーンカテーテル (3ウェイタイプ)

管理医療機器

テルモ株式会社



### ニプロバルーンカテーテル

管理医療機器

ニプロ株式会社



## 特定(II)

### 抗菌フォーリーカテーテル (小児用(8Fr,10Fr))

高度管理医療機器

ニプロ株式会社



## 在宅寝たきり患者処置用膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル

### <特定保険医療材料の定義について（医科診療報酬・調剤報酬）>

#### (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具（16）体温計」であって、一般的名称が「アルコール毛細管体温計」、「色調表示式体温計」、「りん光・光ファイバ体温計」、「再使用可能な体温計プローブ」若しくは「再使用可能な能動型機器接続体温計プローブ」、類別が「機械器具（21）内臓機能検査用器具」であって、一般的名称が「人体開口部単回使用体温計プローブ」、又は類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「先端オリブ型カテーテル」、「泌尿器用カテーテル挿入・採尿キット」、「泌尿器用洗浄キット」、「クデー泌尿器用カテーテル」、「連続洗浄向け泌尿器用カテーテル」、「抗菌泌尿器用カテーテル」、「短期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル」、「長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル」、「洗浄向け泌尿器用カテーテル」若しくは「経皮洗浄向け泌尿器用カテーテル」であること。
- ② 導尿、膀胱洗浄を目的に、膀胱に留置して使用するディスポーザブルカテーテル（温度センサー機能付きを含む。）であること。

#### (2) 機能区分の考え方

構造、使用目的、対象患者、材質及び表面コーティングにより、2管一般(3区分)及び特定(2区分)の合計5区分に区分する。ただし、温度センサー用の管は機能区分上の管に該当しない。

#### (3) 機能区分の定義

##### ① 2管一般(I)

次のいずれにも該当すること。

- ア ダブルルーメン（カテーテルの構造が2管であるもの。以下同じ。）であること。
- イ 材質又は表面コーティングが、ラテックス（材質）、熱可塑性エラストマー（材質）、シリコーンエラストマーコーティングラテックス（材質・表面コーティング）であること。
- ウ ②から⑤に該当しないこと。

##### ② 2管一般(II)

次のいずれにも該当すること。

- ア ダブルルーメンであること。
- イ 材質又は表面コーティングが、シリコーン（材質）、親水性コーティング（表面コーティング）、シリコーンエラストマーコーティングポリ塩化ビニール（材質・表面コーティング）であること。
- ウ ③から⑤に該当しないこと。

##### ③ 2管一般(III)

次のいずれにも該当すること。

- ア ダブルルーメンであること。
- イ 材質又は表面コーティングが、抗菌剤混合ラテックス（材質）、抗菌剤混合シリコーン（材質）又は抗菌剤コーティング（表面コーティング）であること。
- ウ ④及び⑤に該当しないこと。

##### ④ 特定(I)

次のいずれにも該当すること。

- ア 小児用、尿道狭窄用又はトリプルルーメン（カテーテルの構造が3管であるもの。以下同じ。）であること。
- イ 材質又は表面コーティングが、ラテックス（材質）、熱可塑性エラストマー（材質）、シリコーンエラストマーコーティングラテックス（材質・表面コーティング）であること。
- ウ ⑤に該当しないこと。

##### ⑤ 特定(II)

次のいずれにも該当すること。

- ア 小児用、尿道狭窄用又はトリプルルーメンであること。
- イ 材質又は表面コーティングが、シリコーン（材質）、親水性コーティング（表面コーティング）、シリコーンエラストマーコーティングポリ塩化ビニール（材質・表面コーティング）、抗菌剤混合ラテックス（材質）、抗菌剤混合シリコーン（材質）又は抗菌剤コーティング（表面コーティング）であること。

# 皮膚欠損用創傷被覆材

真皮に至る創傷用

ポリウレタンフォーム

## ハイドロサイト® 薄型

管理医療機器

スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



## メピレックス ライト

管理医療機器

メンリッケヘルスケア株式会社



## メピレックス ボーダー ライト

管理医療機器

メンリッケヘルスケア株式会社



真皮に至る創傷用

ハイドロコロイド

## デュオアクティブ® ET

管理医療機器

コンバテック ジャパン株式会社



## テガダームTMハイドロコロイド ライト

管理医療機器

スリーエム ヘルスケア株式会社



真皮に至る創傷用

キチン

ベスキチン®W

管理医療機器

ユニチカ株式会社



ベスキチン®W(SP)

管理医療機器

ユニチカ株式会社



真皮に至る創傷用

ハイドロジェル

ビューゲル®

管理医療機器

大鵬薬品工業株式会社



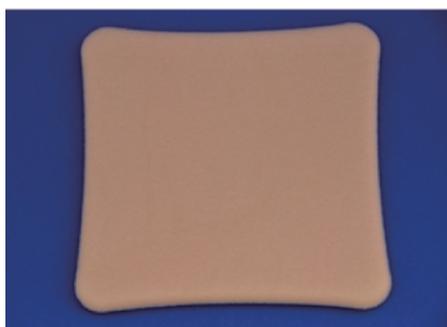
皮下組織に至る創傷用・標準型

ポリウレタンフォーム

ハイドロサイト® プラス

高度管理医療機器

スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



ハイドロサイト® AD プラス

高度管理医療機器

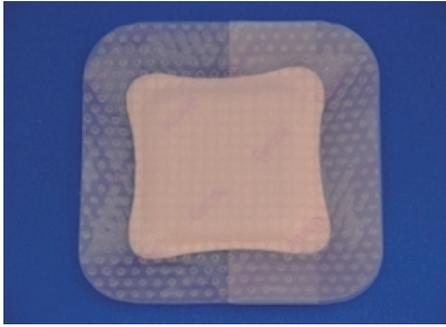
スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



### ハイドロサイト® AD ジェントル

高度管理医療機器

スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



### ハイドロサイト® 銀

高度管理医療機器

スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



### ハイドロサイト® ジェントル 銀

高度管理医療機器

スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



### ハイドロサイト® ライフ

高度管理医療機器

スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



### アルジサイト® 銀

高度管理医療機器

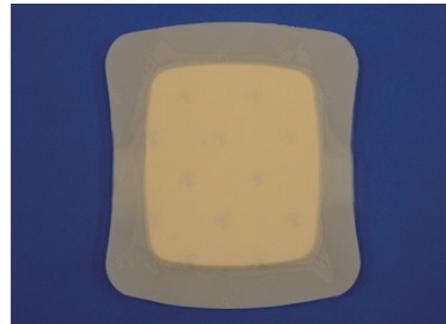
スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



### アクアセルAg フォーム

高度管理医療機器

コンバテック ジャパン株式会社



### メプレックス ボーダー

高度管理医療機器

メンリッケヘルスケア株式会社



皮下組織に至る創傷用・標準型

ハイドロコロイド

デュオアクティブ® CGF

高度管理医療機器

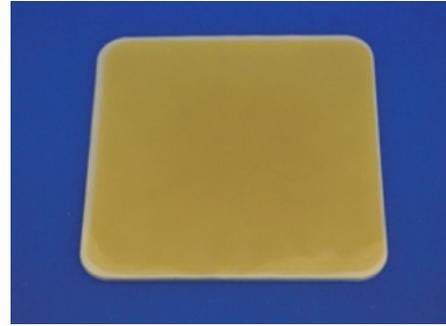
コンパテック ジャパン株式会社



テガダームTM ハイドロコロイド

高度管理医療機器

スリーエム ヘルスケア株式会社



コムフィール® アルカス ドレッシング

高度管理医療機器

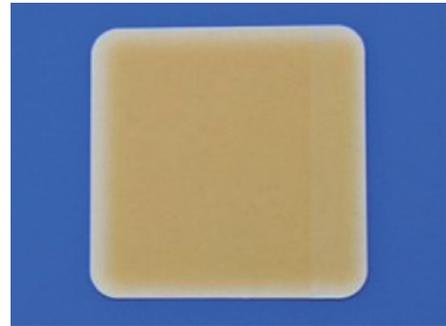
コロプラスト株式会社



バイオヘッシブAg

高度管理医療機器

アルケア株式会社



皮下組織に至る創傷用・標準型

キチン

ベスキチン®W-A

高度管理医療機器

ユニチカ株式会社



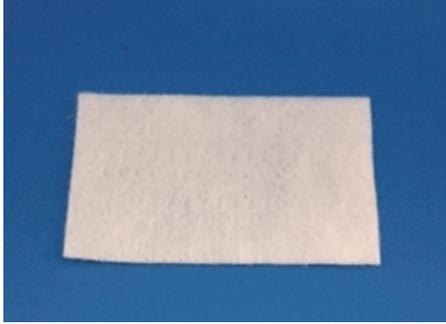
皮下組織に至る創傷用・標準型

アルギン酸塩

カルトスタット®

高度管理医療機器

コンバテック ジャパン株式会社



ソープサン フラット

高度管理医療機器

アルケア株式会社



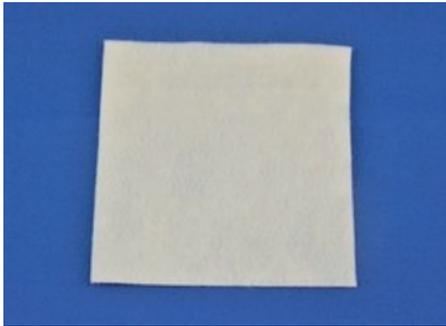
皮下組織に至る創傷用・標準型

ハイドロファイバー

アクアセル®

高度管理医療機器

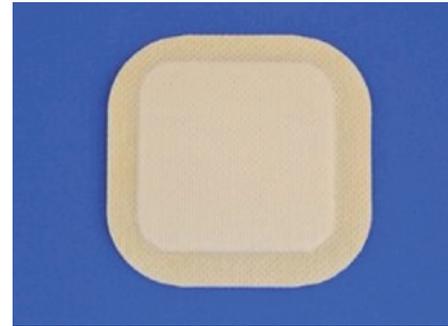
コンバテック ジャパン株式会社



バーシバ®XC

高度管理医療機器

コンバテック ジャパン株式会社



皮下組織に至る創傷用・標準型

ハイドロポリマー

ティエール®

高度管理医療機器

日本シグマックス株式会社



皮下組織に至る創傷用・標準型

ハイドロジェル

イントラサイト® ジェル システム

高度管理医療機器

スミス・アンド・ネフュー ウンドマネジメント株式会社



皮下組織に至る創傷用・異形型

ハイドロジェル

グラニューゲル®

高度管理医療機器

コンバテック ジャパン株式会社



筋・骨に至る創傷用

キチン

ベスキチン®F

高度管理医療機器

ユニチカ株式会社



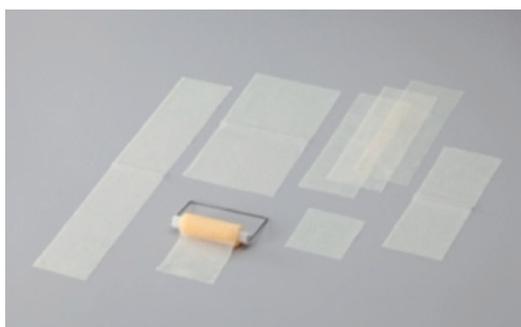
# 非固着性シリコンガーゼ

## 広範囲熱傷用

### アダプティックドレッシング

管理医療機器

日本シグマックス株式会社



## 平坦部位用

### トレックス<sup>®</sup>-C

管理医療機器

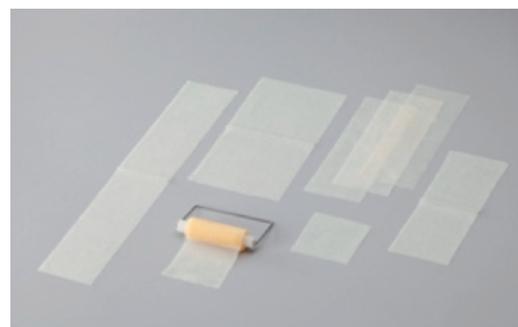
富士システムズ株式会社



### アダプティック<sup>®</sup>

管理医療機器

日本シグマックス株式会社



## 凹凸部位用

### アダプティック® (フィンガードレッシング)

管理医療機器

日本シグマックス株式会社



## 皮膚欠損用創傷被覆材

## 非固着性シリコンガーゼ

### <特定保険医療材料の定義について（医科診療報酬・調剤報酬）>

#### ◆皮膚欠損用創傷被覆材

##### (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「局所管理フォーム状創傷被覆・保護材」、「二次治癒フォーム状創傷被覆・保護材」、「局所管理ハイドロゲル創傷被覆・保護材」、「二次治癒ハイドロゲル創傷被覆・保護材」、「相互作用性創傷被覆・保護材」、「深部体腔創傷被覆・保護材」、「局所管理生理食塩液含有創傷被覆・保護材」、「二次治癒生理食塩液含有創傷被覆・保護材」、「局所管理親水性ゲル化創傷被覆・保護材」又は「二次治癒親水性ゲル化創傷被覆・保護材」であること。
- ② 真皮以上の深度を有する皮膚欠損部位に対して創傷治癒の促進、創傷面保護及び疼痛軽減を目的として使用するものであること。

##### (2) 機能区分の考え方

構造及び使用目的により、真皮に至る創傷用（1区分）、皮下組織に至る創傷用（2区分）及び筋・骨に至る創傷用（1区分）の合計4区分に区分する。

##### (3) 機能区分の定義

- ① 真皮に至る創傷用  
真皮に至る創傷に使用されるものであること。
- ② 皮下組織に至る創傷用・標準型  
次のいずれにも該当すること。  
ア 皮下組織に至る創傷に使用されるものであること。  
イ シート、ロープ、リボン状等の標準形状であること。
- ③ 皮下組織に至る創傷用・異形型  
次のいずれにも該当すること。

- ア 皮下組織に至る創傷に使用されるものであること。
- イ 顆粒状、ペースト状、ジェル状等の標準形状以外の形状であること。

- ④ 筋・骨に至る創傷用  
筋・骨に至る創傷に使用されるものであること。

## ◆非固着性シリコンガーゼ

### (1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「非固着性創傷被覆・保護材」であること。
- ② 創傷面とガーゼの固着を防ぐことを目的にシリコン又はワセリンエマルジョンをコーティングしたガーゼであること。

### (2) 機能区分の考え方

使用部位、使用目的及びサイズにより、広範囲熱傷用、平坦部位用及び凹凸部位用の合計3区分に区分する。

### (3) 機能区分の定義

- ① 広範囲熱傷用  
次のいずれにも該当すること。
  - ア 広範囲に及ぶ創傷に使用するものであること。
  - イ 上半身片面に相当する範囲を1材で覆うことが可能なものであること。
  - ウ 非固着性ガーゼ自体の大きさが1,000cm<sup>2</sup>以上であること。
- ② 平坦部位用  
次のいずれにも該当すること。
  - ア 平坦な部位での創傷面に使用するものであること。
  - イ 非固着性ガーゼ自体の大きさが1,000cm<sup>2</sup>未満であること。
- ③ 凹凸部位用  
指趾先端、陰茎又は鼻腔内の凹凸部位での創傷に使用するものであること。

## <算定に関する留意事項（医科診療報酬・調剤報酬）>

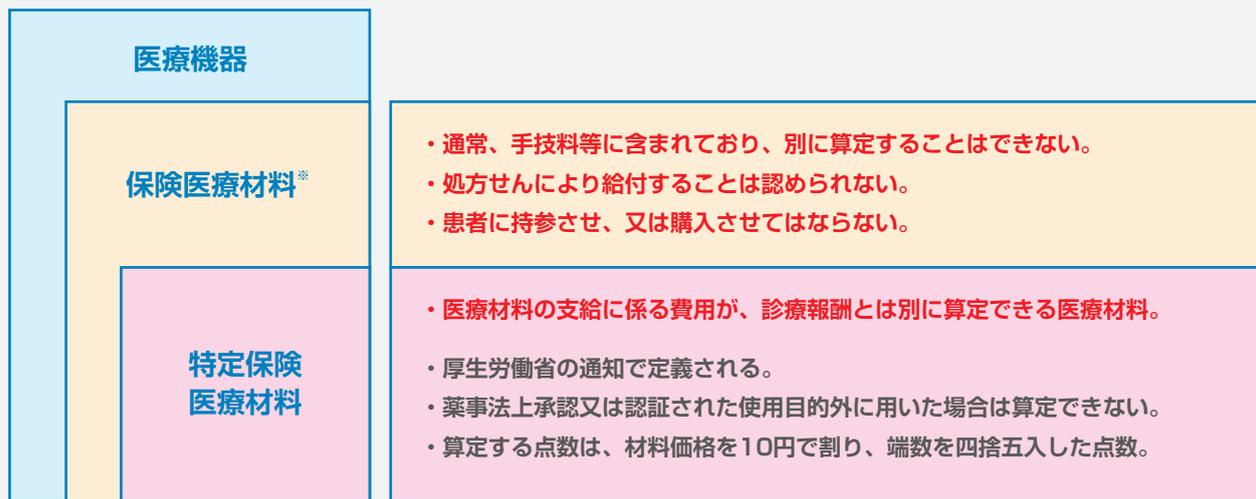
- ア 本材料はいずれかの在宅療養指導指導管理料を算定している場合であって、在宅での療養を行っている通院困難な患者のうち、皮下組織に至る褥瘡（筋肉、骨等に至る褥瘡を含む。）（DESIGN-R分類D3、D4及びD5）を有する患者の当該褥瘡に対して使用した場合、又は区分番号「C114」在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料を算定している患者に対して使用した場合に限り算定できる。
- イ 皮膚欠損用創傷被覆材について、同一の部位に対し複数の創傷被覆材を用いた場合は、主たるもののみ算定する。
- ウ 区分番号「C114」を算定している患者以外に対して使用する場合は、いずれも原則として3週間を限度として算定する。それ以上期間において算定が必要な場合には、摘要欄に詳細な理由を記載する。

## 算定方法について

### <特定保険医療材料の算定に係る一般的事項>（医科診療報酬点数表、調剤報酬点数表共通）

- (1) 療養に要する費用の額の算定に当たって、保険診療に用いられる医療機器・材料（薬事法（昭和35年法律第145号）上の承認又は認証を得たものであって、超音波診断装置、CT、MRI等の装置類は除く。以下「保険医療材料」という。）に係る費用を手技料及び薬剤料と別途算定する場合は、当該医療機器の費用の額は、材料価格基準別表の各項（関係通知において準用する場合を含む。）に規定されている材料価格により算定する。
- (2) 特掲診療料の各部において、特定保険医療材料を算定する場合には、特定保険医療材料の材料価格を10円で除して得た点数となるが、この場合において端数が生じた場合は端数を四捨五入して得た点数とする。
- (3) 特定保険医療材料以外の保険医療材料については、当該保険医療材料を使用する手技料の所定点数に含まれており、別途算定できない。また、特定保険医療材料以外の保険医療材料を処方せんにより給付することは認められない。さらに、保険医療材料を患者に持参させ、又は購入させてはならない。
- (4) 特定保険医療材料は、薬事法上承認又は認証された使用目的以外に用いた場合は算定できない。

### <給付や費用の算定に関して（上記まとめ）>



※保険医療材料：保険診療に用いられる医療機器・材料（薬事法上の承認又は認証を得たものであり、超音波診断装置、CT、MRI等の装置類を除くもの）